

## 電気学会における「JIS 審議の手順」

[平成12年5月・規格役員会 資料4]

### 1. 電気学会が受託した案件

#### a. JIS 原案作成の応募まで

- 1) 工業技術院 からの公募
- 2) 事務局から、各「C」長に連絡する。
- 3) 各「C」からの提案案件について、応募の可否を「A」で判断
- 4) 事務局から、工業技術院 ( or 日本規格協会 ) に応募の書類を提出

#### b. 受託案件の処理

##### 1) JIS 原案の作成

「C」で、原案作成組織を検討

内部の場合

- ・「D」の設置 「B」に提案 「D」で原案作成
- ・「C」で原案作成

外部 ( or 共同作業 ) の場合

「B」に提案 「B」で承認された方法で、原案作成

「B」の判断で、問題がある場合は「A」と相談

##### 2) JIS 原案の審議

「D」で原案作成の場合は、「C」が (学会内の) 最終審議 「B」に報告

「C」で原案作成の場合は、「B」が (学会内の) 最終審議

外部 ( or 共同作業 ) の場合は、「B」が (学会内の) 最終審議

[ 関連する「B」が複数の場合は、それらの「B」間で処理を相談する ]

「B」の判断で、問題がある場合は「A」と相談

##### 3) 原案の提出

・事務局から、工業技術院 ( or 日本規格協会 ) に提出 結果を「A」に報告

問題がある場合は「A」と相談

・JIS 規格票に掲載する委員会 (名簿) は、「原案作成委員会」のみとする。

### 2. 外部機関が原案作成した案件

#### a. 外部機関から、事務局に審議依頼

標準化活動方針に記載され、承認済の案件は、「C」で処理

標準化活動方針に記載されていない案件は、「A」で処理を判断

原案は、「D」を設置する必要がないように、「C」で審議できる程度に完成度の高いものを「外部機関」に要求する。

#### b. JIS 原案の審議

原則として、「C」で審議 「B」に報告

「B」の判断で、問題がある場合は「A」と相談

#### c. 事務局から、「外部機関」に提出 結果を「A」に報告

・JIS 規格票に掲載する電気学会の委員会 (名簿) は、「原案を主に審議した委員会」のみとする。

---

注]「A」、「B」、「C」、「D」は、電気規格調査会の委員会階層を表わす。

A ; 規格役員会、 B ; 部会、 C ; 標準化委員会、 D ; JIS 制定・改訂委員会